法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令番号	昭和２８年法律第１４号
手続名	向精神薬試験研究施設設置者の登録	根拠条項	第５０条の５

審査基準

向精神薬試験研究施設設置者の登録は、向精神薬試験研究施設ごとに、次の基準等に適合する場合に行う。

１　次に掲げる者でければ、登録を受けることができない。
①　学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用することを必要とする施設の設置者であること。

２　次に該当する者については、登録をしないことができる。
①　第５１条第３項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者。

３　向精神薬試験研究施設の構造設備基準（麻薬及び向精神薬取締法第５０条の２１、同法施行規則第１５条及び第４０条）
向精神薬試験研究施設設置者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
①　向精神薬試験研究施設設置者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬試験研究施設内で保管しなければならない。
②　前号の保管は、当該向精神薬試験研究施設において、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければならない。
③　向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。
④　前号に規定する場所にかぎをかける設備があること。
⑤　その他向精神薬の濫用を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

４　登録の申請及び添付書類
向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第２１条の規定によるとともに、上記１から３までの各事項について具備していることを示す書類等を添付し、県知事に提出すること。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間　１７日 標準経由期間　７日	目次No.	２５

審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　薬務課